

長久手市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市が発注する建設工事及び物品購入(以下「工事等」という。)について、一定の条件を付して行う制限付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる工事等は、設計金額が2,200万円以上の建設工事及び150万円を超える物品購入とする。ただし、第21条に規定する長久手市入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)が、特に認めた場合はこの限りではない。

2 物品購入において、単価契約又は1回目の入札が不調の場合は、指名競争入札を選択できるものとする。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札の公告は、別に定める標準入札公告例により、掲示等の方法で行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長久手市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設工事においては、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 対象工事等の公告の日から開札の日までの期間において、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 対象工事等の公告の日から開札の日までの期間において、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立

がなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

2 前項に掲げる資格のほか、対象工事等の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を設けたときは、当該要件を充足するものでなければならない。

(1) 建設工事においては、当該工事の種類に係る建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の総合数値が一定の基準を満たすこと。

(2) 建設工事においては、当該工事に配置を予定する現場代理人、監理技術者等が適正であること。

(3) 建設工事においては、当該工事と同種工事の施工実績があること。

(4) 物品購入においては、別表に定める納入実績があること。

(5) その他市長が特に必要と認めるもの。

3 建設工事において、入札参加資格者に特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含める場合にあっては、前2項の規定は、企業体の構成員となることができる者の要件に準用する。

（入札参加資格の決定）

第5条 市長は、資格委員会の議を経て、前条第2項に規定する入札参加資格を対象工事等ごとに決定するものとする。

2 当該工事等を所管する課等の長（以下「業務担当課長」という。）は、一般競争入札参加資格要件等設定資料（様式第1号）を作成し、資格委員会に提出しなければならない。

（入札参加資格確認申請書）

第6条 一般競争入札に参加しようとする者は、所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「確認申請書」という。）を提出しなければならない。

（事前審査型一般競争入札参加資格の確認）

第7条 業務担当課長は、事前審査型一般競争入札（以下「事前審査型」という。）においては、前条の規定により提出された確認申請書に基づき、一般競争入札参加資格確認申請者一覧表（様式第3号）（以下「申請者一覧表」とい

う。)を作成し、資格委員会に提出するものとする。

2 市長は、資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

3 資格委員会は、必要があると認めるときは、確認申請書を提出した者に対して、その内容等につき説明を求めることができる。

(事前審査型一般競争入札参加資格確認結果の通知)

第8条 市長は、事前審査型においては、入札参加資格の確認結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第4号)により申請期限日の翌日から起算して原則として20日以内に通知するものとする。ただし、電子入札システムによる電子入札を行う場合には、競争参加資格確認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 前条に基づく入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有していないと認められた者に対してはその理由を付して通知するものとする。ただし、電子入札システムによる電子入札を行う場合には、競争参加資格確認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第9条 前条の規定により、一般競争入札参加資格を有していない旨の通知を受けた者は、通知の日から7日以内に文書をもって市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に文書をもって回答するものとする。

3 市長は、資格委員会の議を経て、説明を求めた者が入札参加資格を有すると認める場合には、前条の通知を取り消し、前項の回答に合わせて、改めて入札参加資格を有する旨の通知を行うものとする。

(事後審査型一般競争入札落札候補者の決定)

第10条 業務担当課長は、事後審査型一般競争入札(以下「事後審査型」という。)においては、第6条の規定により提出された確認申請書に基づき、申請者一覧表を作成し、総務部行政課に提出するものとする。

2 市長は、事後審査型において、前項の申請者一覧表記載の者(以下「入札参加者」という。)の参加により入札を執行したときは、予定価格の制限の範

団内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

（事後審査型一般競争入札参加資格の確認）

第11条 市長は、前条に規定する落札候補者に対して、入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格を有する場合は落札者とする。

2 前項の規定による確認の結果、落札候補者が一般競争入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、前項の確認を行うものとする。

3 前項の確認は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。

4 第2項及び前項の規定により無効と決定した落札候補者に対しては、第8条第2項の規定を準用し、速やかに通知するものとする。

（設計図書等の縦覧及び配布）

第12条 設計図書等の縦覧は、第3条に基づく公告において期間、場所及び配布方法を明らかにし、公告後速やかに行うものとする。

2 設計図書等の縦覧及び配布方法は、あいち電子調達共同システムを活用することとし、活用不可能な場合は、窓口による縦覧又は郵送等による配布により行うものとする。

（現場説明会）

第13条 市長が必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

（入札の執行）

第14条 第7条に基づく入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても原則として入札を執行するものとする。

2 入札の回数は、1回とする。

（入札の無効）

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 長久手市建設工事関係入札者心得書、長久手市建設工事等電子入札実施要領、長久手市物品等電子入札実施要領、現場説明書又は現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 市長により入札参加資格を有することを確認された者であっても、その後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等開札時点において入札参加資格を有していない者のした入札

(入札保証金)

第16条 一般競争入札に参加しようとする者は、長久手市契約規則（昭和46年長久手町規則第12号。以下「契約規則」という。）第9条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。ただし、契約規則第11条各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除するものとする。

(秘密の保持)

第17条 申請者から提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、原則として公表しないものとし、申請者に返還しないものとする。

(入札結果等の公表)

第18条 落札者の決定後、速やかに次の事項を総務部行政課において閲覧方式により公表するものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請者名
- (2) 当該入札に係る入札執行調書

(契約の締結)

第19条 落札者の決定後、遅滞なく契約を締結するものとする。ただし、入札後契約締結までの間に落札者の信用状況等が契約の相手方として不相当と認められるものとなった場合は、契約を締結しないものとする。

(契約保証金)

第20条 落札者は、契約規則第29条の規定に基づく契約保証金を納めなければならない。ただし、契約規則第31条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

(入札参加資格委員会)

第21条 資格委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 事前審査型における入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格を有していないと認めた者への理由説明並びに理由説明を求めた者に対する入札参加資格の有無の確認
- (3) その他市長がこの要領に基づく一般競争入札を執行するため、特に資格委員会の審議を必要と認めた事項

2 資格委員会の組織及び運営方法は、別に定める。

(営業停止中の取扱い)

第22条 一般競争入札に参加しようとする者が建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、入札参加資格確認申請、現場説明会参加、入札等の営業活動はできないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、長久手町建設工事一般競争入札試行要綱（平成7年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の長久手市一般競争入札要領第19条及び様式第2号の規定は、平成29年度以降の年度分の一般競争入札について適用し、平成28年度までの一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の長久手市一般競争入札要領第2条の規定は、令和2年度以降の年度分の一般競争入札について適用し、令和元年度分までの一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

物品購入の一般競争入札参加に求める納入実績

設計金額	求める納入実績額
1億円以上	2,000万円以上
5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上
1,000万円以上5,000万円未満	200万円以上
500万円以上1,000万円未満	80万円以上
500万円未満	30万円以上

(1) 参加資格要件として求める納入実績は、官公庁及び民間を問わないものとする。

(2) 納入実績期間の基準は、次のとおりとする。

ア 原則、発注年の4月を基準に過去10年間における当該営業種目の納入実績を求めるものとする。

イ 特殊な技術を必要とする営業種目又は需要が極めて異例な物品と判断される場合は、過去の納入実績等を考慮して10年を超えて設けることができるものとする。

ウ 年間を通して頻繁に発注があると判断される営業種目の場合には、求める実績期間を短縮することができるものとする。